

参考 3 「金融検査マニュアル」と漁協系統の対応について

金融監督庁は漁協系統信用事業に対し金融監督体制強化の一環として検査マニュアルを作成し、それを元に全漁連信用事業推進部ならびに全漁連経営検査部より参考資料が作成されている。

信用リスク検査用マニュアルの別表 (6) 分類対象外債権 ③優良保障付債権及び保険金・共済金の支払いが確実と認められる保険・共済付債権と記載されているが、漁業共済及び農業共済はこの「共済付債権」として認められている。(農林水産省検査部見解)
(またマニュアルについては、金融監督庁から通達されたものを抜粋している。)

金融監督庁の「金融検査マニュアル」と漁協システムの対応について

1. 金融検査マニュアルととりまとめの経緯

- (1) 金融監督庁においては、平成10年7月の「金融再生トータルプラン（第2次とりまとめ）」に基づく金融監督体制強化策の一環として、8月に「金融検査マニュアル検討会」を設置して「金融検査マニュアル」整理のための検討を進めてきたが、このほど（4月8日）最終案を取りまとめ公表した。

この金融検査マニュアルは、これまでの検査内容に新たな法令や日銀・監査法人等の業務ノウハウを取り入れてとりまとめられたもので、検査官が金融機関を検査する際の手引書として実際の検査に適用されるほか、マニュアルの内容を公表することで金融機関の自己管理・リスク管理の強化を促すねらいがある。

- (2) 検討の過程では、12月に「中間とりまとめ」が公表され各金融機関の意見等を求められ、漁協システムとしては漁協システム信用事業の特性等に配慮し、機械的・画一的な適用を行わないこと等の内容の中入れを行っている。

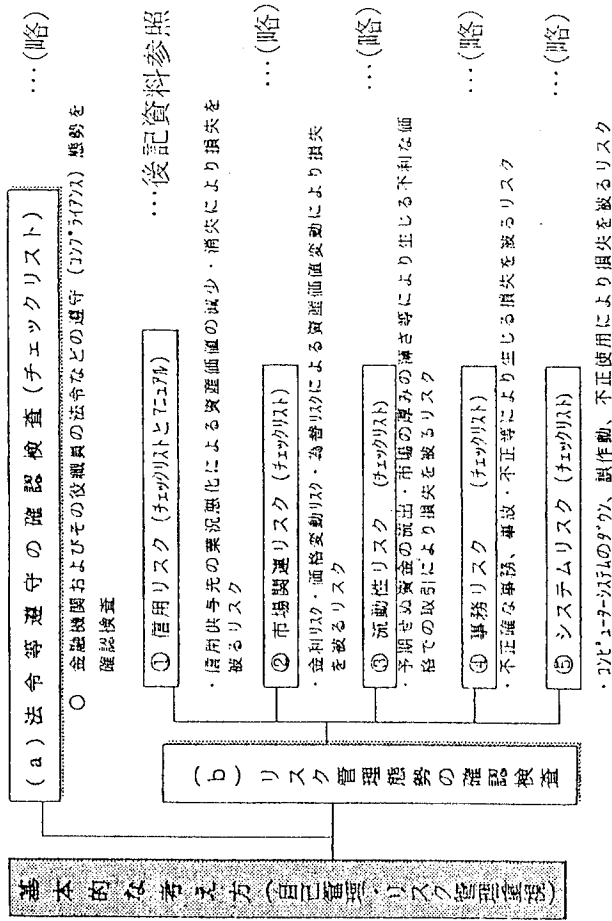
今回の「最終とりまとめ」は、各金融機関等の意見を踏まえて中間とりまとめと比べ、「検査における機械的・画一的な運用の防止」、「金融機関の業態別の規程・特性を考慮する」等対応の修正を行っており、漁協システムとしても評価し得るものとなっている。

しかしながら、すべての金融機関に対し「法令遵守態勢の強化」、「自己査定・償却引当の強化」等に主体的に取り組むことを求めている等基本的な考え方において大きな変更とはなっていない。

2. 金融検査マニュアルの概要

(1) 構成と内容

金融検査マニュアルは、「基本的な考え方」、「法令等遵守態勢の確認検査（チェックリスト）」、「リスク管理態勢の確認検査（チェックリストとマニュアル）」により構成されていること等は、中間とりまとめに比べて大きな変更はない。



a 基本的な考え方

(a) 当局指導型から自己管理型への転換

金融検査マニュアルを金融機関に公表することにより、金融機関に自己責任に基づく経営を促すとともに、マニュアルにおいて理事・監事等が担うべき役割を示し、実際の検査ではこうした内部管理・外部監査体制が確保されているかどうかのプロセスチェックを重点的に実施する。

(b) 資産査定中心の検査に加えリスク管理の視点からの検査を重視

従来の資産査定による健全性確保のための検査に加えて、「リスク管理」の視点からの検査が重視されることとなり、リスクの多様化に対応して適切なリスク管理を行う必要があるリスクデイクを行っているかどうかについて、金融機関のリスク管理態勢の検査が強化される。

b 内容

(a) 法令等遵守態勢の確認検査

業務執行にあたる理事の責任状況、監事の独立性や業務監査・会計監査の実効性の確保の状況等について検査するとともに、法令遵守のための基本方針や遵守基準の策定状況さらにはコンプライアンスマニュアルの作成等による職員周

知への取組状況等についても検査。

(b) リスク管理態勢の確認検査

ア (代表) 理事や監事、管理者等に対して、以下のリスクに関する理解の状況や経営方針の確立、戦略目標の明確化等の状況を検査するとともに、リスク管理体制整備状況、リスク管理手法・規定の適切性、検査部門の独立性確保等の状況についても検査。

イ 個別リスクに関する検査事項

① 信用リスク

理事の信用リスク管理に関する理解の状況、審査および信用管理体制等のリスク管理体制整備の状況、問題債権管理の状況等を検査。

また、自己査定・償却引当については、特に信用リスク検査用マニュアルを定め、自己査定基準の適切性や自己査定結果の正確性、さらには償却引当の実施状況が信用リスクに見合っており適切か等を検査(そのための判断基準を例示)。

② 市場関連リスク

経営方針を踏まえた運用目標明確化とそれを踏まえたリスク管理体制整備(ポジション枠設定・規定の整備、相互牽制体制の整備、人事管理等)の状況、ならびに時価およびリスク量の適切な把握、損失限度管理、市場流動性リスク管理の状況等について検査。

③ 流動性リスク

理事の資金繰りリスクに対する理解、資金繰り管理方法の適切性ならびに管理の状況を検査するとともに、流動性リスクを考慮したた業務運営がなされているかどうかをチェック。

④ 事務リスク

理事ならびに管理者のリスク管理に対する理解と認識の状況、内部検査の手法と内容ならびに不祥事件への対応等について検査を行うとともに、事務部門の体制整備や営業店における事務管理や顧客保護規定の遵守状況等について検査。

⑤ システムリスク

経営方針に基づくシステム戦略の策定やリスク管理体制の基本方針の策定の状況、相互牽制体制や内部検査の手法・内容等のチェックの他、セキュリティ管理体制、システム運用体制等の脆弱や防犯・防災対策(コタゲエンジン等の策定等)の状況を検査。

(2) 「中間とりまとめ」と比べての主要変更点と漁協システムの意向反映点

a 主要変更点

(a) 検査における機械的・画一的な運用の防止を明記(そのための検査官に対する研修等を徹底)。

(b) 金融機関の業態別の規模・特性等を考慮すること。

(c) チェック項目の内容によっては、国内基準適用金融機関に対しては、「ねばならない」を「望ましい」へ修正。

(d) 債務者区分の判断基準として数値基準を示したもののについて、「概ねの目安」とすること。

(e) 中小企業等への貸付りに配慮。

b 漁協システムの意向反映点(他業態と共通部分を含む)

(a) 対象となる金融機関の特性に応じた取扱いとし、機械的・画一的な適用はしない。

ア 適切な職場ローテーションや2週間以上の職場離脱の実施について、「ねばならない」から「望ましい」へ。

イ 自己査定体制(担当部署・役員の分担等)について、内部牽制機能が発揮されれば、金融機関の規模等の実態に応じて対応。

ウ 債権の分類にあたっては、信用格付を行わず債務者区分を行うことも可。

エ 漁協システムの場合会計監査人の選任が義務付けられている場合が限定されている点に留意。

(b) 債務者区分の基準として年数等を示しているものは概ねの目安とし、画一的な取扱いとしない。

ア 要注意先としないためには、一時的な赤字先について「翌期には解消が必要」としていたものを、年数を特定しない「短期的に黒字化」へ修正。

イ 「債務超過解消に2年超を要する場合は破綻懸念先」を削除。

ウ 「経営改善計画が10年以内で計画進捗状況が8割以上の場合には要注意先」について、「概ね10年以上」へ修正。10年を超える場合であっても「制度資金を活用し、国・都道府県の審査を経ている場合」にはその状況を勘案。

(c) 制度資金を利用している場合は、債務者の財務状況等に加え、制度資金の返済を踏まえて債務者区分等の検討を行う。

ア 実質債務超過先が総合対策等を活用して経営改善計画等を策定している場合には、国又は都道府県の関与の状況等を総合的に判断して、債務者区分を破綻懸念先としないことが適正を検討。

イ 金融機関が制度資金の利子補給を行うことは、(破綻懸念先に対する)「金融機関の現金贈与等」に該当しない。

ウ 制度資金を活用して「貸出条件の大幅な軽減を行っている債権」「随端に長

期の返済契約」等は、制度資金の内容等を総合的に判断し、直ちに要注意先のII分類としない。

- (d) 破綻懸念先であっても、「水揚げの漁協返込を前提とする正常な運転資金」「回収に問題のない(延滞していない)未収利息の計上」が考えられること。

3. 漁協系統としての対応

(1) 金融検査マニュアルの漁協系統への適用

a 金融検査マニュアルについては、別途金融監督庁から検査官宛内部通達が出される予定であり、平成11年7月1日以降実施される検査から適用。

また、資産の自己査定・償却引当等については7月1日以降行われる決算処理(原則として9月中旬決算から適用。都銀等に対しては平成11年3月本決算に遡った適用を指導)にかからず検査から適用。

b マニュアルはすべての金融機関を対象とするものであり、漁協・信漁連においても他金融機関と同時期からの適用となる。

漁協への適用にあたって、別途農水省から都道府県宛通達が出される予定であるが、通達のなかでは漁協系統の申入れ等を踏まえて実際の検査における留意事項が補足的に盛り込まれる見込み。

(2) 漁協系統としての対応の考え方

a 金融検査マニュアルは、すべての金融機関に適用されることから、漁協系統としても本マニュアルの趣旨に基づいて、本年7月以降の検査に備えた取組が求められる。

b 特に、本マニュアルとりまとめの背景には、「自己責任原則を前提とする金融監督・検査手法の指導からチェックへの転換」や「金融システム再生に向けた不良債権償却・引当の強化」の流れがあり、最終とりまとめにおいては一時懸念された公的資金注入対象金融機関並みの償却引当の強化は回避されたものの、すべての金融機関に対して自己責任経営と厳格な自己査定を求め、ステータスに変わりはないことから、これまで以上に法令遵守態勢の整備や自己査定・償却引当の取組を強化していく必要がある。

具体的には、法令遵守態勢にあっては、理事・監事の役割と自覚、法令遵守のための基本方針やコンプライアンスマニュアルの策定による職員周知の徹底等の取組状況等が、また、自己査定・償却引当強化の面では、自己査定体制の整備の状況や自己査定基準の的確性、償却引当結果の正確性等が、それぞれ検査対象と

なることから、これに向けた早急な取組が重要である。

- c このため、これらの内容を平成11年度リスク管理強化運動の取組内容に折り込むとともに、資産の自己査定マニュアル・償却引当基準等の見直しを進め、体制の整備をはかっていくこととする。

(3) 漁協系統として特に対応が必要な事項

a 理事・監事の責任と義務の明確化

(a) 理事の責任と義務の徹底、監事による会計監査・業務監査の実施(いずれも実効性が重要)。

(b) 理事会における明確な経営方針の策定と経営方針に沿った戦略目標の策定ならびにこれらの組織内への周知。

b リスク管理体制の整備

- (a) 法令遵守基本方針と遵守基準ならびにコンプライアンスマニュアルの作成。
(b) 諸規定の整備や内部統制体制・内部監査体制の整備、人材育成等のリスク管理体制の整備。

c 自己査定・償却引当の強化

(a) 債務者区分の区分けの基準等を明示していることから(ただし、数値的基準は概ねの目安)、これを踏まえた自己査定対応。

(b) 要注意先を要管理債権(デフォルト対象債権)を有する先とそれ以外の先に分けて管理(信漁連)。

(c) 一般償却引当金の計上は、原則として過去3期間以上の平均貸倒実績率に将来の損失発生を折り込んだ予想損失率を、債務者区分の償却額に乗じて算出した予想損失額。

(d) 要注意先に対しては、要管理債権については今後3年間の予想損失額、その他の債権については今後1年間の予想損失額を、それぞれ一般償却引当金として引当(これまでの基準では、要注意債権に貸倒実績率を乗じた金額を引当)。

(e) 破綻懸念先に対する個別貸倒引当金の計上は、III分類債権に予想損失率を乗じた予想損失額。(これまでの基準では、III分類債権のうち必要額を引当)
(f) 実質破綻先および破綻先については、III分類債権・IV分類債権全額を予想損失額として個別貸倒引当金に計上するか、直接償却する(これまでの基準では、III分類債権のうち担保・保証により回収が見込める額を除く残額、およびIV分類債権全額)。

(g) 証券投資信託の受益証券については、基準価格等の公表価格に基き価値の危険性の度合いに応じて分類する(これまでの基準では非分類)。

(注) 上記においてこれまでの基準とは、「貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準

(ひな型)」(全漁連)による。

(4) リスク管理強化運動における取組

これまで、金融ヒックバンの進展等にもなう諸リスクの増大に対するリスク点検の実施や本決算における自己査定・償却引当の実施状況の点検等は、「全国漁協系統信用事業リスク管理強化運動」(平成9～11年度)の取組のなかで対応してきたが、運動3年度目となる今年度は金融検査マニュアルの内容を踏まえて、以下のような対応を行っていく。

- a 今年度の自主点検項目を金融検査マニュアルのリスク種別に沿って見直しを行う。
また、その一環として、コンプライアンスマニュアル(ひな型)を作成し、6月中を目標に各県に提示することを検討。
- b 7月以降到来する決算に対応するため、本マニュアルの内容に沿って、「自己査定マニュアル」「償却・引当基準」の見直しを行う。

以 上

信用リスク検査用マニュアル

目 次

○ 自己査定に関する検査について I. 自己査定に関する検査の目的……………197 II. 自己査定に関する検査の方法……………“ III. 自己査定体制の整備等の状況等の検証……………“ 1. 自己査定基準の制定……………“ 2. 自己査定体制の整備等の状況……………“ 3. 自己査定結果の取締役会への報告……………“ 4. 自己査定体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況……………“ IV. 自己査定基準の適切性の検証……………“ 1. 用語の定義……………“ 2. 自己査定における分類区分……………198 V. 自己査定結果の正確性の検証……………“ 1. 基準日……………“ 2. 抽出基準……………“ 3. 具体的な検証方法等……………“ 4. 自己査定の正確性の判断基準……………199 (別表) 1. 債権の分類方法……………200 (1) 基本的な考え方……………“ (2) 信用格付……………“ (3) 債務者区分……………201 ① 正常先……………“ ② 要注意先……………(略) ③ 破綻懸念先……………(略) ④ 実質破綻先……………(略) ⑤ 破綻先……………(略) (4) 担保による調整……………202 ① 優良担保……………“ ② 一般担保……………(略) ③ 担保評価額……………(略) ④ 処分可能見込額……………(略) (5) 保証等による調整……………203 ① 優良保証等……………“ ② 一般保証……………(略) ③ 保証予約及び経営指導金……………(略) (6) 分類対象外債権……………204 (7) 債権の分類基準……………“ ① 正常先に対する債権……………(略) ② 要注意先に対する債権……………(略) ③ 破綻懸念先に対する債権……………205 ④ 実質破綻先及び破綻先に対する債権……………“ (8) 外国政府等に対する債権……………(以下略) (9) 外国の民間企業及び海外の日系企業等に対する債権…………… (10) 貸出金に準ずる未収利息…………… (11) 金融機能再生緊急措置法における債権区分との関係…………… ① 正常債権…………… ② 要管理債権…………… ③ 危険債権…………… ④ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権…………… (12) 連結対象子会社に対する債権…………… 2. 有価証券の分類方法…………… (1) 基本的な考え方…………… (2) 債券…………… ① 分類対象外債券…………… ② 債券の分類方法…………… (3) 株式…………… ① 分類対象外株式…………… ② 株式の分類方法…………… (4) 外国証券…………… ① 分類対象外国証券…………… ② 外国証券の分類方法…………… (5) その他の有価証券…………… 3. その他の資産(債券、有価証券以外)の分類方法…………… (1) 仮払金…………… (2) 動産・不動産…………… (3) ゴルフ会員権…………… (4) その他の資産……………	○ 償却・引当に関する検査について I. 償却・引当に関する検査の目的……………(以下略) II. 償却・引当に関する検査の方法…………… III. 償却・引当体制の整備等の状況等の検証…………… 1. 償却・引当基準の制定…………… 2. 償却・引当体制の整備等の状況…………… 3. 償却・引当結果の取締役会への報告…………… 4. 償却・引当体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況…………… IV. 償却・引当基準の適切性の検証…………… V. 償却・引当結果の適切性の検証…………… 1. 基準日…………… 2. 具体的な検証方法等…………… 3. 償却・引当の適切性の判断基準…………… (別表) 1. 貸倒引当金……………(以下略) (1) 一般貸倒引当金…………… ① 正常先に対する債権に係る貸倒引当金…………… ② 要注意先に対する債権に係る貸倒引当金…………… (2) 個別貸倒引当金及び直接償却…………… ① 破綻懸念先に対する債権に係る個別貸倒引当金…………… ② 実質破綻先及び破綻先に対する債権に係る個別貸倒引当金及び直接償却…………… ③ 特定海外債権引当勘定…………… ④ 貸倒引当金の総額の適切性の検証…………… 2. 貸倒引当金以外の引当金…………… (1) 債権売却損失引当金…………… (2) 特定債務者支援引当金…………… (3) その他の偶発損失引当金…………… 3. 有価証券の評価…………… (1) 債券の評価…………… (2) 株式の評価…………… (3) 外国証券の評価…………… (4) 証券投資信託の受益権の評価…………… 4. その他の資産の評価…………… (1) 仮払金の評価…………… (2) 動産・不動産の評価…………… (3) ゴルフ会員権の評価…………… (4) その他の資産の評価……………	○ 自己資本比率等に関する検査について I. 自己資本比率の正確性の検証……………(以下略) II. 償却・引当に関する検査の結果が自己資本比率に与える影響の検討…………… 1. 償却・引当額の水準の検討…………… 2. 追加的に必要な償却・引当額の算定…………… III. 自己資本比率の低下に対する金融機関の対応策の把握……………
---	---	---

信用リスクに関する検査について

早期是正措置制度の下においては、その基準となる自己資本比率は正確な財務諸表に基づき算定されなければならない。正確な財務諸表の作成のためには償却・引当が適切に行われ、その準備作業である自己査定が適切に行われなければならない。

したがって、検査官は、信用リスクに関する検査において、自己査定基準の適切性及び自己査定結果の正確性のみならず、償却・引当額の総額及びその水準の適切性を検証することが必要であり、特に、償却・引当額の総額が信用リスクに見合った十分な水準となっているかを重視して検証する必要がある。

〇 自己査定に関する検査について

I. 自己査定に関する検査の目的

資産査定とは、金融機関の保有する資産を個別に検討して、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに従って区分することであり、預金者の預金などがどの程度安全確実な資産に見合っているか、言い換えれば、資産の不良化によりどの程度の危険にさらされているかを判定するものであり、金融機関自らが行う資産査定を自己査定という。

自己査定は、金融機関が信用リスクを管理するための手段であるとともに、適正な償却・引当を行うための準備作業である。また、会計監査人は、財務諸表監査に際し、金融機関が行う自己査定等内部統制の状況についてもその有効性を評価することとされている。

したがって、検査官は、自己査定に関する検査において、金融機関の自己査定及び会計監査人による監査を前提として、自己査定を行うための体制整備等の状況等の検証を行い、自己査定基準の適切性及び自己査定結果の正確性を検証の上、償却・引当を行うための準備作業である自己査定が合理的なものであるか、また、自己査定結果が被検査金融機関の資産内容を適切に反映されたものとなっているかを検証する必要がある。

(注) 会計監査人による監査が行われていない協同組織金融機関においては、「会計監査人」を「監事」に読み替えるものとする。以下同じ。

II. 自己査定に関する検査の方法

検査官は、自己査定体制の整備等の状況等の検証及び自己査定基準の適切性の検証、いわゆるプロセス・チェックを十分に行った上で、実際の自己査定結果について、原則として抽出調査の手法によりその正確性の検証を行うこととする。

また、検査の際に把握した問題点等について、被検査金融機関に対して当局としての考え方を示し、これに対する被検査金融機関の考え方を十分確認するとともに、被検査金融機関の立ち会いのもとで、会計監査人の見解を直接確認などの方法により意見交換を行うものとする。

III. 自己査定体制の整備等の状況等の検証

検査官は、以下のチェック項目に従って、自己査定体制の整備等の状況等の検証を行うものとする。

1. 自己査定基準の制定

自己査定基準は、関係法令及び本検査マニュアルに定める枠組みに沿ったものとなっているか。

自己査定基準は、取締役会により正式の行内手続を経て決定され、明文化されているか。

自己査定基準には、自己査定の対象となる資産の範囲、自己査定の実施部門（営業関連部門（営業店及び本部営業関連部門並びに本部貸出承認部門（融資管理部又は融資審査部等）又は資産査定部門）及び監査部門（与信監査室、検査部等）が明記されるとともに、自己査定の基準及びその運用についての責任体制が明記されているか。

自己査定基準の制定及び改正に当たっては、自己査定の実施部門のみならず、監査部門及びコンプライアンスに関する統括部門の意見を踏まえた上で行われているか。

また、営業店等における自己査定を適切に実施するために、自己査定マニュアルを制定し、明文化しているか。

2. 自己査定体制の整備等の状況

自己査定は、①営業店及び本部営業関連部門において第一次の査定を実施し、本部貸出承認部門において第二次の査定を実施した上で、営業関連部門から独立した資産監査部門で監査を行う方法、又は②営業関連部門の協力の下に営業関連部門から独立した資産査定部門が自己査定を実施する方法など、営業関連部門に対して十分な牽制機能が発揮され、自己査定を正確に実施するための体制となっているか。

また、実施部門及び監査部門に自己査定実務に精通した人材を配置しているか。

さらに、資産監査部門及び資産査定部門は、営業関連部門に対して、必要な教育・指導を行っているか。

監査部門は、営業関連部門から独立し、監査部門の担当取締役は、営業関連部門の取締役が兼務していないか。監査部門の担当取締役が営業関連部門の取締役を兼務している場合には、適切な監査を行うための十分な牽制機能が確保されているか。

監査部門は、一連の自己査定が自己査定基準及び自己査定マニュアルに従って、適正に行われているかどうかを検証しているか。

なお、監査部門は、自己査定結果の正確性の検証のみならず、原則として信用格付の正確性、与信の事後管理の状況等についても検証を行うことが望ましい。

また、金融機関は、当局の検査、会計監査人の監査等において、自己査定の実施状況が事後的に検証できるよう、各部門における資料等の十分な記録を保存しているか。

3. 自己査定結果の取締役会への報告

自己査定結果は、定期的及び随時適切に取締役会に報告されているか。

また、自己査定体制の整備の状況（実施部門あるいは監査部門の変更等）についても、取締役会に随時適切に報告されているか。

4. 自己査定体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況

上記1から3に掲げる自己査定体制の整備等の状況等について、取締役から何ら影響を受けない独立した監査役及び会計監査人による適正な監査を受けているか。

IV. 自己査定基準の適切性の検証

検査官は、金融機関が定めた基準が明確かつ妥当かどうか、また、その枠組みが、別表に掲げる枠組みに沿ったものであるかどうか等を把握し、金融機関の自己査定基準の枠組みが独自のものである場合には、上記の枠組みとの関係を明確に把握するとともに、金融機関の自己査定基準の中の個別のルール（例えば、担保評価ルールや有価証券の簡易な査定ルールなど）が合理的であるかを検証するものとする。

1. 用語の定義

(1) 「信用格付」とは、債務者の信用リスクの程度に応じた格付をいい、信用リスク管理のために不可欠のものであるとともに、正確な自己査定及び適正な償却・引当の基礎となるものである。また、信用格付は、債務者区分と整合的でなければならない。

(2) 「債務者区分」とは、債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により、返済能力を判定して、その状況等により債務者を正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に区分することをいう。

(3) 自己査定において、Ⅱ、Ⅲ及びⅣ分類に分けることを「分類」といい、Ⅱ、Ⅲ及びⅣ分類とした資産を「分類資産」という。
また、Ⅱ、Ⅲ及びⅣ分類としないことを「非分類」といい、分類資産以外の資産（Ⅰ分類資産）を「非分類資産」という。

(4) 「償却区分」とは、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号、以下「金融機能再生緊急措置法」という。）第6条第2項の規定により、「金

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」（平成10年総理府令第65号。以下「金融機能再生緊急措置法施行規則」という。）第4条に定める資産の査定基準に基づき、債権を債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として正常債権、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に区分することをいう。

2. 自己査定における分類区分

自己査定においては、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて資産をⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階に分類する。

- (1) Ⅰ分類は、「Ⅱ分類、Ⅲ分類及びⅣ分類としない資産」であり、回収の危険性又は価値の毀損の危険性について、問題のない資産である。
- (2) Ⅱ分類とするものは、「債権確保上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合いを超える危険を含むと認められる債権等の資産」である。
なお、Ⅱ分類とするものには、一般担保・保証で保全されているものと保全されていないものがある。
- (3) Ⅲ分類とするものは、「最終の回収又は価値について重大な懸念が存し、従って損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産」である。
ただし、Ⅲ分類については、金融機関にとって損失額の推計が全く不可能とするものではなく、個々の資産の状況に精通している金融機関自らのルールと判断により損失額を見積もることが適当とされるものである。
- (4) Ⅳ分類とするものは、「回収不可能又は無価値と判定される資産」である。
なお、Ⅳ分類については、その資産が絶対的に回収不可能又は無価値であるとするものではなく、また、将来において部分的な回収があり得るとしても、基本的に、査定基準日において回収不可能又は無価値と判定できる資産である。

V. 自己査定結果の正確性の検証

検査官は、別表に掲げる方法により、実際の自己査定が自己査定基準に則って正確に行われているかどうかを検証し、この検証過程において、自己査定体制の整備等の状況、自己査定結果の取締役会への報告の状況、自己査定体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況について、実際にどのように行われているかを的確に把握する。

なお、資産査定の結果は、金融機能再生緊急措置法第7条の規定により公表しなければならないこととされている。
したがって、自己査定結果が不正確であると認められる場合には、その原因（自己査定基準に起因するものか、自己査定の実施に起因するものかなど）及び被検査金融機関の今後の改善策について、十分な確認を行い的確な把握を行うものとする。

1. 基準日

自己査定結果の正確性の検証を行う基準となる日（以下「基準日」という。）は、原則として、検査実施日（予告検査の場合は予告日。以下同じ。）の属する決算期（中間決算を含む。以下同じ。）の直前期の決算期末日とする。ただし、検査実施日が直前期決算の決定のための取締役会の開催日以前となる場合は、前々期の決算期末日とする。

- (1) 基準日の決定は、被検査金融機関の資産内容、検査期間等を総合的に勘案して判断することとする。具体的には、検査期間中に決算取締役会が開催されることが見込まれ、かつ、被検査金融機関の資産内容等から判断して直前決算期における自己査定結果の正確性の検証を行うことが必要と認められる場合は、基準日は直前期の決算期末日とする。
- (2) 各金融機関は決算期末日において自己査定を行う必要があるが、実務上、仮基準日を設けて自己査定を行っている場合には、仮基準日は原則として決算期末日の3カ月以内となっているかを検証する。
なお、信用リスク管理の観点からは、債務者の財務状況、担保・保証等の状況等の債務者の状況について継続的なモニタリングによる与信管理を行い、債務者の状況の変化に応じて、適宜、信用格付、債務者区分及び分類区分等の見直しを行うことが望ましく、被検査金融機関が仮基準日を設けずにこのような取扱いを行っている場合は、信用格付等の見直しが適時適切に行われているかを検証する。

2. 抽出基準

抽出基準については、被検査金融機関の規模、資産内容、前回検査の結果、検査人員、検査期間等を総合的に勘案のうえ、主任検査官が決定するものとする。また、主任検査官は、立入検査開始後においても、検査の実効性確保の観点から、必要に応じ、抽出基準を変更できるものとする。

なお、主任検査官は、被検査金融機関の資産内容に特に問題がなく、前回検査の結果が良好であると認められる場合には、抽出率を下げるなど検査の効率化に努めるものとする。

3. 具体的な検証方法等

自己査定結果の正確性の検証は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 検証の範囲

正確性の検証の範囲は、上記2の抽出基準に基づき抽出された基準日における資産とし、特に被検査金融機関の自己査定により債務者区分が正常先以外とされた債務者に対する債権について、重点的に正確性の検証を行うものとする。また、被検査金融機関の自己査定基準の検証の結果、被検査金融機関の抽出基準に問題があり、債務者区分が正常先以外となるべきものが正常先とされているおそれがある場合は、債務者区分が正常先とされた債務者に対する債権についても、重点的に正確性の検証を行うものとする。

(2) 具体的な検証方法

被検査金融機関の自己査定により、債務者区分が正常先以外とされた債務者に対する債権については、被検査金融機関が自己査定の際に使用した資料（ワークシート等）により、自己査定基準に基づき正確に自己査定が行われているかどうかを検証する。具体的には、債務者区分、分類区分及び分類金額が正確かを検証する。

- ① 仮基準日において自己査定を行っている場合の取扱いについては、仮基準日での資料により仮基準日時点での債務者区分、分類区分及び分類金額が正確かを検証する。次に、仮基準日から基準日まで修正を行う場合の基準が明確に定められ、かつ、その基準が合理的であるかを検証し、当該基準に従い、仮基準日から基準日までの間に、自己査定結果について必要な修正が行われているかを検証する。

また、仮基準日が決算期末日の3カ月以内となっていない場合には、特に仮基準日から決算期末日までの事象の変化に伴う必要な修正が適正に行われているかを検証する。
なお、仮基準日から基準日まで修正を行う場合の基準が合理的であるかどうかの判断は、被検査金融機関の資産規模、業務内容及び償却・引当額に与える影響等を総合的に勘案のうえ行う。

- ② 決算期末日以降の後発事象については、上記2の抽出基準により一定基準に該当するものの抽出を求め、その内容を精査の上、当該決算期に反映しているかどうかを検証する。決算期末日以降の後発事象の検証に当たっては、上記①と同様に、後発事象の見直しについての基準が合理的であるかどうかの検証を行う必要があることに留意する。
重要な後発事象（第一事象）は当該決算期に反映する必要があることから、被検査金融機関の資産規模等を勘案の上、重要と思われる後発事象が発生しているものの、当該決算期に反映していない場合には、会計監査人の意見を確認するものとする。

4. 自己査定の正確性の判断基準

自己査定の正確性の検証の結果、被検査金融機関の自己査定結果が次に掲げるものとなっている場合には、不正確であるとの指摘を行うものとする。

なお、自己査定の正確性の判断は、検査実施日時点での債務者の財務状況等により判断するものではなく、仮基準日又は基準日時点での状況等により判断することに留意する。

- (1) 自己査定基準の適切性に問題があり、その結果、仮基準日時点又は基準日時点での債務者区分、分類区分又は分類金額が誤っていると認められる場合
- (2) 被検査金融機関が自己査定の抽出基準に従って抽出し、自己査定を行い分類しているものについて
 - ① 基準日時点で自己査定を行っている場合で、基準日時点の債務者区分、分類区分及び分類金額が誤っていると認められる場合
 - ② 仮基準日時点の自己査定を基準日時点の自己査定としている場合で、仮基準日時点の債務者区分、分類区分及び分類金額が誤っていると認められる場合
 - ③ 仮基準日時点での自己査定は正確であるが、債務者の状況、貸出金の返済状況、担保評価額、債権金額等、その後の状況に重要な変化があり、自己査定基準に照らせば基準日時点での見直しが必要と認められるが、所要の見直しが行われておらず、基準日時点の債務者区分、分類区分及び分類金額が誤っていると認められる場合
- (3) 上記2以外で主任検査官が特に抽出を指示したものについて
分類対象と判断される場合
ただし、被検査金融機関が一定金額以下の債権について抽出対象としていない基準を定めており、被検査金融機関の資産規模、資産内容及び償却・引当額に与える影響等を総合的に勘案し、当該基準が合理的と認められる場合を除く。

(別表)

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
1. 債権の分類方法 (1) 基本的な考え方 (2) 信用格付	債権とは、貸出金及び貸出金に準ずる債権（貸付有価証券、外国為替、未収利息、貸出金に準ずる仮払金、支払承諾見返）をいい、債権の分類は次に掲げる方法により行う。 なお、信用リスクの管理上は、上記に掲げる債権以外に信用リスクを有する資産及びオフバランス項目を含めて原則として自己査定を行うことが必要であり、その場合には、対象となる資産等の範囲が明確でなければならない。 なお、国際統一基準適用金融機関にあってはオフバランス項目の自己査定を行うものとし、国内基準適用金融機関にあっては自己査定を行わなくとも差し支えないが、自己査定を行うことが望ましい。 債権の査定に当たっては、原則として、信用格付を行い、信用格付に基づき債務者区分を行った上で、債権の資金使途等の内容を個別に検討し、担保や保証等の状況を勘案のうえ、債権の回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて、分類を行うものとする。 なお、国際統一基準適用金融機関にあっては信用格付を行うものとし、国内基準適用金融機関にあっては信用格付を行わず債務者区分を行って差し支えないが、信用格付を導入することが望ましい。 債務者の財務内容、格付機関による格付、信用調査機関の情報などに基づき、債務者の信用リスクの程度に応じて信用格付を行う。また、信用格付は、次に定める債務者区分と整合的でないといけない。	債権の分類方法の検証に当たっては、信用格付が合理的で債務者区分と整合的であるか（信用格付が行われている場合）、債務者区分が正確に行われているか、債権の資金使途等の内容を個別に検討しているか、担保や保証等の調整が正確に行われているかを検証し、自己査定基準に基づき分類が正確に行われているかを検証する。 信用格付が行われている場合には、信用格付が、債務者の財務内容、格付機関の格付、信用調査機関の情報などに基づき、合理的な格付となっているか、信用格付と債務者区分の概念とが整合性のとれたものとなっているかを検証する。 また、被検査金融機関内部のデータに基づき信用格付を行っている場合は、当該データの信頼性及び標本数が十分であるかを検証する。当該データが不十分と認められる場合には、外部の信用調査機関等のデータをもって補完されているかを検証する。 さらに、債務者の集況及び今後の見通し、格付機関による当該債務者の格付の見直し、市場等における当該債務者の評価などに基づき、必要は見直しが定期的かつ必要に応じて行	(注) 「国際統一基準適用金融機関」とは、国際統一基準により自己資本比率を算定している金融機関をいい、「国内基準適用金融機関」とは、国内基準により自己資本比率を算定している金融機関をいう。以下同じ。 (注) 「格付機関」とは、「企業内容等の開示に関する大蔵省令第9条の3第4項ホの規定による格付機関及び格付を指定する件」による格付機関をいう。以下同じ。

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
(3) 債権者区分	原則として信用格付に基づき、債務者の状況等により次のように区分する（プロジェクト・ファイナンスの債権は以下の区分によらないこともできるものとする。）。	われれるとともに、信用格付の正確性が監査部門により検証されているかを検証する。 債権者区分の検証は、原則として信用格付に基づき、債務者の状況等により正確に債権者区分が行われているかを検証する。なお、プロジェクト・ファイナンスの債権について、回収の危険性の度合いに応じて分類できることに留意する。 債権者区分は、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案し判断するものである。 特に、中小・零細企業等については、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて判断するものとする。 また、当該債務者の親会社等の状況を勘案する場合には、単に親会社の財務状況が良好であるとの理由だけで債務者区分を決定することは適当ではない。なお、当該債務者の親会社等の支援を勘案する場合には、親会社等の支援実績、今後の支援見込み等について十分検討する必要がある。 さらに、債務者が、法令等に基づき、国又は地方公共団体が民間金融機関の貸出に対して利子補給等を行うなどの政策が金融（以下「制度資金」という。）を利用してしている場合には、債務者の財務状況等の検討に加え、制度資金の内容をも踏まえた上で、債権者区分の検討を行うものとする。 左記に掲げる債務者が正常先とされているかを検証する。	(注)「プロジェクト・ファイナンス」とは、例えば、ノン・リコース・ローンのように特定のプロジェクト（事業）に対するファイナンスであって、そのファイナンスの利払い及び返済の原資を原則として当該プロジェクトから生み出されるキャッシュ・フロー（収益）に限定し、そのファイナンスの担保を当該プロジェクトの資産に依存して行う金融手法である。以下同じ。 (注)「キャッシュフロー」とは、当期利益に減価償却費など非資金項目を調整した金額をいう。以下同じ。
① 正常先 ② 要注意先 ③ 破綻懸念先 ④ 実質破綻先 ⑤ 破綻先	正常先とは、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者をいう。 ②～⑤は略		

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
(4) 担保による調整	担保により保全措置が講じられているものについて、以下のとおり区分し、優良担保の処分可能見込額により保全されているものについては、非分類とし、一般担保の処分可能見込額により保全されているものについては、11分類とする。 また、担保評価及びその処分可能見込額の算出は以下のとおりとする。	左記に掲げるとおり、担保により保全措置が講じられているものが区分され、担保評価及びその処分可能見込額の算出が合理的なものであるかを検証する。	
① 優良担保	預金等（預金、貯金、掛け金、元本保証のある金銭の信託、満期返戻金のある保険・共済をいう。以下同じ。）、国債等の信用度の高い有価証券及び決済確実な商業手形、等をいう。	左記に掲げる担保が優良担保とされているかを検証する。 イ、「満期返戻金のある保険・共済」は、基準日時点での解約受取金額が処分可能見込額となることに留意する。 ロ、「国債等の信用度の高い有価証券」とは、2の2の①に掲げる分類対象外債券、2の3の①に掲げる分類対象外外国証券で安全性に特に問題のない有価証券をいう。 なお、国債等の信用度の高い有価証券以外の有価証券を担保としている場合には、処分が容易で換金が可能であるなど、流動性及び換金性の要件を満たしたものでなければならぬ。 ハ、「決済確実な商業手形」とは、手形振出人の財務内容及び資金繰り等に問題がなく、かつ、手形期日の決済が確実な手形をいう。ただし、商品の売買など実質的な原因に基づかず、資金繰り等金融支援のために振り出された融通手形は除かれる。	(注)「決済確実な商業手形」には、代り金を別段預金に留保している場合を含む。 (注)「預金等」、「国債等の信用度の高い有価証券」及び「決済確実な商業手形」等であっても、担保処分による回収に支障がある場合には、優良担保とはみなされない。
② 一般担保 ③ 担保評価額 ④ 処分可能見込額	②～④は略		

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
(5) 保証等による調整 ① 優良保証等	保証等により保全措置が講じられているものについて、以下のとおり区分し、優良保証率により保全されているものについては、非分類とし、一般保証により保全されているものについては、Ⅱ分類とする。 イ. 公的信用保証機関、金融機関の保証、複数の金融機関が共同して設立した保証機関の保証、地方公共団体と金融機関が共同して設立した保証機関の保証、地方公共団体の損失補償契約等保証履行の確実性が極めて高い保証をいう。ただし、これらの保証であっても、保証機関等の状況、手続不備等の事情から代位弁済が疑問視される場合及び自行(庫・組)が履行請求の意思がない場合には、優良保証とはみなされない。 ロ. 一般事業会社の保証については、原則として証券取引所上場の有配会社又は店頭公開の有配会社で、かつ保証者が十分な保証能力を有し、正式な保証契約によるものを優良保証とする。 ハ 略	一般事業法人による保証については、例えば、当該会社の取締役会において当該保証の承認手続が行われていないなど、手続不備等がある場合は、保証とはみなされない。 なお、自己資本比率規制上のリスクアセットを意図的に削減するために行われる保証等及び決算期末日における不良債権額を意図的に減少するために行なわれる保証等で、当該保証等の期間が基準日から翌決算期末日を超える期間となっていない場合には、当該債権は保証等により保全されているとはみなされない。 左記に掲げる保証が優良保証とされているかを検証する。 イ. 「公的信用保証機関」とは、法律に基づき設立された保証業務を行うことができる機関であり、信用保証協会、農林漁業信用基金・農漁業信用基金協会等である。 なお、公的信用保証機関の保証の種類によっては保証履行の範囲が100%ではないものがあることに留意する。 以下の場合には、「保証機関等の状況、手続不備等の事情から代位弁済が疑問視される場合又は履行請求の意思がない場合」として、優良保証とはみなさないものとする。 (4) 保証機関等の経営悪化等の理由から、代位弁済請求を行っていない場合又は代位弁済請求を行っているが代位弁済が受けられない場合(ただし、上記イの公的信用保証機関を除く。) (5) 保証を受けている金融機関が代位弁済手続を失念あるいは遅延する等の保証履行手続上の理由により、保証機関等から代位弁済を拒否されている場合 (6) その他保証を受けている金融機関が保証履行請求を行う意思がない場合 ロ. 一般事業会社の優良保証については、証券取引所上場の無配会社又は店頭公開の無配会社で無配の原因が一過性のものであり、かつ、当該会社の業況及び財務状況等からみて翌決算期には復配することが確実と見込まれる場合で、保証者が十分な保証能力を有し、正式な保証契約が締結されている場合は、優良保証と判断して差し支えない。 ハ 略	

② 一般保証
③ 保証予約及び経営指導 念書 } ②～③は略

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
(6) 分類対象外債権 ☆	分類の対象としない債権は次のとおりとする。 ① 決済確実な割引手形及び特定の返済財源により短時日のうちに回収が確実と認められる債権及び正常な運転資金と認められる債権。 ② 預金等及び国債等の信用度の高い有価証券等の優良担保が付されている場合、あるいは預金等に緊急拘束措置が講じられている場合には、その処分可能見込額に見合う債権。 ③ 優良保証付債権及び保険金・共済金の支払いが確実と認められる保険・共済付債権。 ④ 政府出資法人及び地方公共団体に対する債権。 ⑤ 協同組織金融機関で、出資者の脱退または除名により、出資金の返戻額により債権の回収を予定している場合には、その出資金相当額に見合う債権。	①～②は略 ③ 優良保証付債権の資金使途が運転資金であり、当該運転資金とこれ以外の運転資金との合計額が正常運転資金相当額を超える場合は、分類対象外債権は正常運転資金相当額を限度とする。 ④～⑤は略	
(7) 債権の分類基準	債務者区分に応じて、当該債務者に対する債権について次のとおり分類を行うものとする。また、プロジェクト・ファイナンスの債権については、債務者区分を行わず、回収の危険性の度合いに応じて分類を行うことができるものとする。 なお、住宅ローンなどの個人向けの定型ローン等の貸出金については、延滞状況等の簡易な基準により分類を行うことができるものとする。	債権の分類は、債務者区分に従い、担保及び保証等による調整を行い、分類対象外債権の有無を検討の上、正確に分類されているかを検証する。なお、プロジェクト・ファイナンスの債権について、債務者区分によらない場合には、回収の危険性の度合いに応じて分類されているかを検証する。 なお、簡易な基準により分類を行っている場合には、基準及び基準を適用する対象が合理的なものとなっているかを検証する。 正常先に対する債権が非分類とされているかを検証する。	
① 正常先に対する債権 ② 要注意先に対する債権	正常先に対する債権については、非分類とする。 ②は略		

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
③ 破綻懸念先に対する価値 ☆	破綻懸念先に対する価値については、優良担保の処分可能見込額及び優良保証等により保全されている価値以外の全ての価値を分類することとし、一般担保の処分可能見込額、一般保証により回収が可能と認められる部分及び仮に経営破綻に陥った場合の清算配当等により回収が可能と認められる部分をⅡ分類とし、これ以外の部分をⅢ分類とする。 なお、一般担保の評価額の精度が十分に高い場合は、担保評価額をⅡ分類とすることができる。	破綻懸念先に対する価値について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 なお、左記に掲げる回収可能見込額の解釈は次のとおりとする。 イ、「保証により回収が可能と認められる部分」とは、保証人の資産又は保証能力を勘案すれば回収が確実と見込まれる部分であり、保証人の資産又は保証能力の確認が未了で保証による回収が不確実な場合は、当該保証により保全されていないものとして、当該部分をⅢ分類としているかを検証する。 ロ、「清算配当等により回収が可能と認められる部分」とは、被検査金融機関が当該債務者の他の債権者に対する担保提供の状況が明確に把握できると、債務者の資産内容の正確な把握及び当該債務者の清算貸借対照表の作成が可能で、清算配当等の見積もりが合理的であり、かつ、回収が確実と見込まれる部分である。 なお、清算配当等により回収が可能と認められる部分をⅡ分類としている場合は、当該清算配当等の見積もりが合理的であるかどうかを検証する。	
④ 実質破綻先及び破綻先に対する価値 ☆	実質破綻先及び破綻先に対する価値については、優良担保の処分可能見込額及び優良保証等により保全されている価値以外の全ての価値を分類することとし、一般担保の処分可能見込額及び一般保証による回収が可能と認められる部分、清算配当等により回収が可能と認められる部分をⅡ分類、優良担保及び一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額をⅢ分類、これ以外の回収の見込がない部分をⅣ分類とする。 なお、一般担保の評価額の精度が十分に高い場合は、担保評価額をⅡ分類とすることができる。また、保証による回収の見込が不確実な部分はⅣ分類とし、当該保証による回収が可能と認められた段階でⅡ分類とする。	実質破綻先及び破綻先に対する価値について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 また、実質破綻先及び破綻先に対する価値は、可能な限り、担保等による回収が可能と認められる部分であるⅡ分類と回収の見込みがない部分であるⅣ分類に分類するものとし、Ⅲ分類とされるものは、「優良担保及び一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額」以外にはないことに留意する。	

参考 3-1

「金融検査マニュアル」と漁協系統の対応について(追加)

参考 3 にて金融監督庁からの信用リスク検査用マニュアルを記載している中の分類外貸出金についての詳細内容を全漁連信用事業推進部より各信用漁業協同組合連合会・関連農林中央金庫支店へ漁業共済の範囲について記載された文書が発信された。

またこれを受け既に漁業共済信用基金にて現在の保証制度にて養殖共済で担保として共済金請求権に質権の設定をおこない活用が図られているが、更に中小漁業者等に対して現状以上の担保の充実を図ることから漁業共済及び漁具共済においても漁業信用基金中央会から各漁業信用基金協会へ漁業共済を活用について記載された文章が発信された。

以上の2つの発信文章を及び「魚類養殖業における保証引受及び期中管理の留意点」を掲載する。

平成12年6月1日

各漁業信用基金協会 御中

社団法人 漁業信用基金中央会

漁業共済の活用について

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、私どもの保証制度では、担保の一環として漁業共済金請求権に質権を設定することにより漁業共済（養殖共済等）の活用を図っているところです。

一方、最近、各協会で実施されている会計検査院の会計検査では、適正な担保評価に基づく融資・保証の観点より、現行の担保評価や担保充足率の問題が話題になっていると聞いております。もとより、担保の少ない中小漁業者等を対象に保証を行っていますので、現在より一層の担保の充実を図っていくことはなかなか難しい問題ですが、漁業共済の漁獲共済や漁具共済を活用した担保の充実も検討してみる価値があるのではないかと考えます。

つきましては、漁済連からいただいた下記資料を送付いたしますので、検討の参考にしていただきたく、ご連絡申し上げます。

記

- ・漁業共済金に対する質権設定の有無
- ・金融監督庁「金融検査マニュアル」に基づき全国漁業協同組合連合会で作成した「資産自己査定の手引き」（改訂版）中の漁業共済の具体的な取扱いについて

<事務連絡11-267>

平成12年 3月31日

各 信用漁業協同組合連合会 御中
関係農林中央金庫支店 御中

全国漁業協同組合連合会
信用事業推進部
(公印省略)

分類対象外貸出金とできる漁業共済の範囲について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件について、添付資料①の内容にて全国漁業共済組合連合会から質問状が本会に寄せられております。

この件につきまして、行政庁（水産庁及び農林水産大臣官房検査部）等との意見調整を経た結果、添付資料②の見解を得ましたので連絡申し上げます。

本見解については、昨年11月に公表しております、「自己査定の手引」（改訂版）の「資産自己査定要領（ひな形）」（29頁）及び「資産自己査定実施マニュアル（ひな形）」（36頁）の内容を補完するものであり、各信漁連・漁協におかれましては、既に、本見解の判断基準例①及び②と同様の基準にて債権分類作業を実施されているものと思料されます。

しかしながら、判断基準例③で例示した「外部が作成した資料」につきましては、従来、明定していなかった事項であり、更には、今後の自己査定作業や行政検査等の対応において、計上金額の妥当性を証明する際に必要となることが想定されるものであることから、今般、例示項目として提示したものであります。

当該資料の様式につきましては、特に統一的な様式を規定するものではありませんので、その様式及び方法等につきましては、各県漁業共済組合とご協議の上、適切なご対応方お願い申し上げます。

なお、本見解については、本事務連絡と同時に、全国漁業共済組合連合会に対して、回答（添付資料②）致すことを申し添えます。

（添付資料）

- ① 全国漁業共済組合連合会からの質問状
- ② ①に対する回答（見解）

以 上

担当：信用事業推進部
阿部
TEL 03-3294-9619

〈事務連絡 11-267〉

平成12年 3月31日

全国漁業共済組合連合会

事業部

御中

全国漁業協同組合連合会

信用事業推進部

(公印省略)

分類対象外貸出金とできる漁業共済の範囲について

漁協系統信用事業における資産自己査定においては「資産自己査定の手引」(改訂版:平成11年10月27日改訂)の中で提示されている「自己査定実施要領(ひな形)」を参考として各組合において要領及びマニュアルを策定しているものと思料されます。

この「自己査定要領(ひな形)」において、今般、いわゆる「金融検査マニュアル」の内容を受け、分類対象外貸出金の例示の中に「優良保証付貸出金及び保険金・共済金の支払いが確実と認められる保険・共済付貸出金」を規定しております。

しかしながら、こうした保険・共済の受取金のうち非分類とする金額の見積もりについては、保険・共済の商品性が複雑であり、且つ、受取金額は正確に見込めるものではないことから、極めて困難な側面を有しております。

については、漁業共済を想定した場合における、対象となる共済金の支払いが確実と認められる部分の算定は、以下の判断基準例を踏まえた上で、分類対象外と判断する等の慎重な対応を要すべきと考えますので、③についてご対応頂くとともに、関係組合等からのご質問等の際には、こうした点をご理解のうえ、ご回答・ご指導下さるようお願い申し上げます。

(分類対象外とできる貸出金等債権の額の判断基準例)

共済金の支払い確実と認められる共済付貸出金のうち、以下①～③の条件を満たす場合は、当該金額を分類対象外(非分類)とできる。(※ 尚、質権設定されていない場合については、双方の合意に基づき個別に対応するものであることから、本見解とは別の判断とする。)

除外できる金額の範囲は、以下①の範囲内であること、

① 除外できる金額は、返済計画と共済契約内容を吟味の上、あくまで貸出金のうちの運転資金相当分に限ること、

また、融資審査の際に、以下②が確認されていること、

② 融資審査の際、漁獲共済、養殖共済等漁業共済への加入を融資審査要件としているものであり、これは、以下2点を踏まえたものであること、

・共済金請求権について質権設定していること、

・自組合口座へ入金されることが確実であること

更に、自己査定時点においては、以下③の資料を徴求していること、

③ 分類対象外とできる金額は、外部が作成した資料(※)により、その計上金額の妥当性を証明することができること、(※:全国漁業共済組合連合会または各県漁業共済組合に限定する。)

以 二

I 「資産自己査定の手引」(改訂版)について

1. 改訂の経緯等
2. 「資産自己査定の手引」(改訂版)の位置づけ
3. 主な改正内容

II 資産自己査定の実施体制

1. 資産自己査定のあり方
2. 基準・要領(ひな形)の変更手続き
3. 資産自己査定の体制整備
4. 実施スケジュール
5. 実施部署
6. 査定結果の報告

III 資産自己査定の実施手順

- 第1段階
 - 1 査定対象者の把握と区分
 - 2 査定対象者の区分

第2段階 個別査定債務者の抽出と貸出等調査表の作成

- 1 抽出作業
 - (1) 一般債務者
 - (2) 簡易査定債務者

2 ライシントの作成

- (1) 一般査定先
- (2) 簡易査定先

第3段階 債務者の区分

- (1) 一般査定債務者の区分フロー図
- (2) 簡易査定債務者区分基準

第4段階 債権分類

※ 添付資料 資産自己査定様式例(ひな形)

※ 別紙資料

- ・資料① 資産自己査定要領(ひな形)
- ・資料② 資産自己査定実施マニュアル(ひな形)
- ・資料③ 担保評価基準(ひな形)
- ・資料④ 貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準(ひな形)

本改訂案改訂日付 平成11年10月27日

全漁連

組織強化部
経営監査部
信用事業推進部

	頁 (No.)
I 資産自己査定目的	1
II 資産自己査定の実施日	1
III 資産自己査定の実施体制	1
IV 資産査定における分類区分	1
1. 用語の定義	1
2. 資産査定における分類区分	1
V 資産の分類方法	
1. 貸出金の分類方法	
(1) 基本的考え方	2
(2) 担保及び保証等による調整	3
(3) 分類対象外貸出金	4
(4) 貸出金の分類基準	5
2. 有価証券の分類方法	
(1) 基本的考え方	10
(2) 債券	10
(3) 株式	11
(4) 外国証券	11
(5) その他の有価証券	11
(6) 貸付有価証券	11
3. 経済事業資産の分類方法	
(1) 経済事業未収金	12
(2) 受取手形	12
(3) 経済事業雑資産	12
(4) 棚卸資産	12
4. その他の資産の分類方法	
(1) 仮払金	12
(2) 求償権	12
(3) 償務保証見返	12
(4) 未収利息	12
(5) 未収金	12
(6) 固定資産	13
(7) 外部出資	13
VI その他	
1. 承認・変更	13
2. 資産自己査定実施マニュアルの制定	13

(添付資料) 自己査定実施要領・自己査定マニュアル新旧対照表

全漁連
組織強化部
経営監査部
信用事業推進部

※ 下線箇所は改訂実施箇所（旧ひな形の内容については、新旧対照表を参照のこと。）

自己査定実施要領（ひな形案）

資産自己査定にあたっての考え方

- (3) 分類対象外貸出金
分類の対象としない貸出金としては、例えば次の貸出金が挙げられる。
- a 決済確定な割引手形及び特定の返済財源により短時日のうちに回収が確実と認められる貸出金及び正常な運転資金と認められる貸出金。

(注1) 特定の返済財源とは、近く入金が確実な増資・社債発行代り金、不動産売却代金、代理受領契約に基づく受入金、あるいは、返済に充当されることとが確実な他金融機関からの借入金等で、それぞれ増資、社債発行目録見書、売買契約書、代理受領委託状又は振込指定依頼書、その他の関係書類により入金の確実性を確認できるものという。

(注2) 「正常な運転資金」とは、正常な営業を行っていく上で恒常的に必要と認められる運転資金である。

○ 特定の返済財源とは、水揚及び販売代金が確定しており、短時日のうちに代金が漁協に入金され、これによる回収が確実と見込まれる場合を含む。

● 短時日の目安は、査定基準日から概ね1ヵ月とするが、上記のとおり水揚及び販売代金による回収が短時日のうちに確実と見込まれる場合には代金入金を予定している期間までとする等、各漁協において個別に設定する。

○ 正常な運転資金とは、漁業者等が漁業生産を行う、あるいは企業が営業を行っていくうえで、恒常的に必要と認められる運転資金をいう。ことが明白であり、かつ次の水揚げにより回収が見込める着業資金等運転資金であることが見出すことができる。(前回の水揚げにかかわる着業資金、延滞または期日延長した貸出金は除く。なお、複数回の水揚げにかかる資金を一括して貸出している様なケースにあつては、当初約定どおりに返済がなされており、期日に回収が確実と見込まれる貸出金について正常な運転資金と見なすことができる。)

一般企業等の場合には、以下の算式により算出される金額を目安とする。

正常な運転資金 = (売上債権 (売掛金 + 受取手形 (割手を除く)) + 棚卸資産 (在庫) - 仕入債権 (買掛金 + 支払手形)) × 運転資金融資シェア

(注) 売上債権・棚卸資産については不良資産部分を控除した金額とする。

○ 正常な運転資金は、要注意先に照って認められるものであるが、破綻懸念先の運転資金であつても特定の返済財源による返済資金が確実な自組合口座に入金されれば回収が可能と見込まれる債権については、回収の危険性の度合いに応じて判断する。

○ 水揚げの大幅な減少等一定の条件により給付されることが見込まれる保険・共済（漁業共済等）等を財源とする返済資金が自組合口座に入金されれば回収が可能と見込まれる債権については、回収の危険性の度合いに応じて判断する。

○ 政府出資法人が出資または融資している債権者及び地方公共団体が出資または融資している債権者については、原則として一般事業法人と同様の方法により分類する。
政府出資法人からの支援又は地方公共団体からの支援が確実である合理的根拠がある場合には、当該支援内容を踏まえて債権者区分の検討を行う。

b 貯金等及び国債等の信用度の高い有価証券等の優良担保が付されている場合、あるいは、貯金等に緊急拘束措置が講じられている場合には、その処分可能見込額に見合う貸出金。

c 優良保証付貸出金及び保険金・共済金の支払いが確実と認められる保険・共済付貸出金。

d 政府出資法人及び地方公共団体に対する貸出金。

e 出資者の脱退または除名により、出資金の私戻額により貸出金の回収を予定している場合には、その出資金相当額に見合う貸出金。